

## 臨時福祉給付金

対象となる可能性のある方へ  
4月上旬に書類を郵送します

### ▼対象者

平成 28 年度臨時福祉給付金（3,000 円）の支給対象者（平成 28 年 1 月 1 日時点で当別町に住居票があり、平成 28 年度分町民税の均等割が課税（または課税者に扶養等）されていない方）。

※生活保護等を受けている方は対象になりません。

▼給付額 対象者 1 人あたり 15,000 円

### ▼申請手続き等

対象となる可能性のある方には、4月上旬に申請書等を郵送します。

※申請書等が郵送されなかった場合でも、ご自身が給付対象者と思われる方は、お問い合わせください。  
※平成 28 年 1 月 2 日以降に転入された方は、前住所地での申請となります。具体的な手続きは、前住所地の自治体へ確認ください。

平成 26 年 4 月からの消費税引上げに際し、所得の少ない方への経済的な負担を軽減するため、「臨時福祉給付金（経済対策分）」を支給します。

### ▼給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

町や厚生労働省などから ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすること、手数料などの振込を求めること等は、絶対にありません。

### ▼問合せ

- ・臨時福祉給付金実施本部（ゆとろ内・☎ 25 - 2667）
- ・厚生労働省の相談窓口専用ダイヤル（☎ 0570 - 037 - 192）



## 児童扶養手当 特別児童扶養手当等

4月分から手当額が変わります

### ★児童扶養手当

手当の種類	【変更前】 平成 29 年 3 月分 まで（月額）	【変更後】 平成 29 年 4 月分 から（月額）
児童扶養手当 （全部支給）	42,330 円	42,290 円
児童扶養手当 （一部支給）	所得に応じて 42,320 ～ 9,990 円 の 10 円刻みの額	所得に応じて 42,280 ～ 9,980 円 の 10 円刻みの額
児童 2 人目 の加算額	所得に応じて 10,000 ～ 5,000 円	所得に応じて 9,990 ～ 5,000 円
児童 3 人目 以降の加算額	所得に応じて 6,000 ～ 3,000 円	所得に応じて 5,990 ～ 3,000 円

▼問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

### ★特別児童扶養手当等

手当の種類	【変更前】 平成 29 年 3 月分 まで（月額）	【変更後】 平成 29 年 4 月分 から（月額）
特別児童扶養 手当 1 級	51,500 円	51,450 円
特別児童扶養 手当 2 級	34,300 円	34,270 円
特別障害者手当	26,830 円	26,810 円
障害児福祉手当	14,600 円	14,580 円
福祉手当 （経過措置分）	14,600 円	14,580 円

▼問合せ 介護課障がい支援係（ゆとろ内・☎ 25 - 2665）

平成 29 年 4 月分から各種手当額が次のとおり改定になります。

## 日本脳炎予防接種

平成 28 年 4 月 1 日から北海道全域で日本脳炎予防接種が始まりました。今年度は次の方が優先的な接種対象となります。①～④の対象者には順次、案内を送ります。

▼接種期間 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

▼料金 無料

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.24）に掲載しています。
- ・接種希望者は、医療機関へ事前に予約してください。
- ・病気の治療などで町外での医療機関で接種を希望する方は、事前にゆとろまでご連絡ください。
- ・接種に関する詳細は、町ホームページでも確認できます。

▼問合せ 保健福祉課保健医療係（ゆとろ内・☎ 23 - 2346）



## 予防接種

対象者を確認してください

※優先的な接種対象者・接種回数

対象者	接種回数
① 平成 26 年 4 月 2 日～平成 27 年 4 月 1 日生（3 歳）	1 期 初回 2 回
② 平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日生（4 歳）	1 期 追加 1 回
③ 平成 22 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日生（7 歳 6 カ月未満）	1 期 3 回 (初回 2 回・追加 1 回)
④ 平成 9 年 4 月 2 日～平成 12 年 4 月 1 日生（18 歳以上 20 歳未満）	1 期 3 回 (初回 2 回・追加 1 回) 2 期 1 回
⑤ 【既に接種している方】 9 歳以上 10 歳未満で、既に 1 期 3 回接種済みの方	2 期 1 回

## 高齢者肺炎球菌予防接種

日本人の死因の第 3 位は、肺炎です。その肺炎の原因となる細菌やウイルスの中で、最も多いのが肺炎球菌です。肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌が引き起こす病気を予防したり、肺炎にかかった場合に症状を軽くする効果が期待できます。ご高齢の方は、肺炎にかかるリスクが重症化しやすいため、積極的に予防接種を受けましょう。

▼接種期間 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

▼料金 2,500 円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.24）に掲載しています。
- ・接種希望者は、医療機関へ事前に予約してください。
- ・入院または入所中などで町外での医療機関で接種を希望する方は、事前にゆとろまでご連絡ください。
- ・接種回数は 1 回です。

▼問合せ 保健福祉課保健医療係（ゆとろ内・☎ 23 - 2346）

※対象者

これまでに 1 回も肺炎球菌予防接種を受けたことのない人で次の方が、今年度の対象です。誕生日前でも接種が可能です。

① 65 歳以上で次の生年月日の方。

65 歳	昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日生
70 歳	昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日生
75 歳	昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日生
80 歳	昭和 12 年 4 月 2 日～昭和 13 年 4 月 1 日生
85 歳	昭和 7 年 4 月 2 日～昭和 8 年 4 月 1 日生
90 歳	昭和 2 年 4 月 2 日～昭和 3 年 4 月 1 日生
95 歳	大正 11 年 4 月 2 日～大正 12 年 4 月 1 日生
100 歳	大正 6 年 4 月 2 日～大正 7 年 4 月 1 日生

② 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい（身体障害者手帳 1 級程度）のある方。

催し

生活

募集

教養・資格

子育て

その他

## 山田智<sup>さとし</sup>さんが 北海道産業貢献賞を受賞!



2月27日に北海道主催の「北海道産業貢献賞表彰式」が札幌市内で行われ、当別土地改良区理事長の山田智さんが農業関係功労者として受賞されました。

山田さんは昭和57年に当別土地改良区の総代となり、昭和61年から理事の任に就き、現在に至る30年間務めております。併せて34年間の功績が認められこの度の受賞となりました。現在は理事長の任に就いて15年目に入っており、今後も当別町の基幹産業である農業の発展のために、「農業基盤の整備」「土地改良事業」などに力を注いでいただけることでしょう。山田さんのさらなるご活躍を期待しています。

## 申請

### 児童手当を受けるには 申請が必要です

児童手当は、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方(保護者のうち所得の高い方)に支給されます。

児童手当を受けるには養育している方の申請が必要です。出生や転入等が生じた場合は15日以内に手続きをしてください。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられない場合があります。

#### ▼申請時に必要なもの

- ・印鑑(スタンプ印を除く)
- ・家族全員の健康保険証の写し
- ・平成28年1月2日以降に当別町に転入された方は、平成28年1月1日の住所地から交付される平成28年度(平成27年分)児童手当用所得証明書

※その他必要に応じて提出するものもあります。

#### ▼支給額(月額)

年齢区分	児童手当	※特例給付
3歳未満	15,000円	一律 5,000円
3歳以上 ～小学校 修了前	第1・2子	
	第3子以降	
中学生	10,000円	※所得制限 限度額以上

#### ▼こんなときは手続きが必要です

- ・転入や転出するとき
- ・出生などにより養育する児童が増えた、児童と別居したとき
- ・金融機関の統廃合などにより支店や口座番号が変わったとき
- ・公務員になった、退職したとき

▼問合せ 保健福祉課福祉係(ゆとろ内・☎23-3019)

## 無償配布

### 乳幼児のいる家庭へ 町のごみ袋を無償配布します

町では少子化対策事業として子育て家庭を応援するため、乳幼児のいる家庭へ「おむつ用ごみ袋無償配布事業」を実施しています。

▼対象 4月1日現在で2歳未満の乳幼児のいる家庭。

▼配布内容 乳幼児1人当たり1カ月につき町指定ごみ袋(20ℓ袋)を10枚。

#### ▼配布日時・場所

- 5月8日(月)～12日(金)
- ・ゆとろ 8時45分～17時15分
- ・太美出張所(太美郵便局内) 10時～16時

※対象家庭には4月下旬に別途ご案内します。受け取りが困難な場合は担当へご連絡ください。

▼問合せ 保健福祉課保健医療係(ゆとろ内・☎23-2346)

広告

広告



**水 道**

**水道の届け出を忘れずに**

水道の使用を停止・開始する場合は届け出が必要です。届け出は上下水道課窓口の他、電話や電子申請でも受け付けています。水道の使用停止の届け出がない場合、水道を使用していなくても水道料金・下水道使用料をお支払いいただくこととなりますので、忘れずにご連絡ください。

また、所有者名義の変更や、家屋解体などにより給水装置・排水設備の撤去をする時は書類による届け出が必要です。詳細はお問合せください。

▼問合せ 上下水道課業務係  
(☎ 22 - 2411)

**交 通**

**道路交通法改正に伴う  
臨時認知機能検査の実施**

75歳以上の高齢者が運転免許証を更新等する際には、「認知機能検査」の実施が義務付けられています。3月12日には道路交通法が改正され、75歳以上のドライバーが信号無視や一時不停止などの交通違反をした場合には、「臨時認知機能検査」が実施されることになりました。

なお、70歳以上の方は、周囲の方へ知らせるためにも「高齢者(もみじ)マーク」をつけて、安全運転を心がけましょう。

▼問合せ 環境生活課町民生活係  
(☎ 23 - 3209)

**納 税**

**町税の納付には口座振替を！**

町税を納付書により納めている方は、便利な口座振替の手続きをしましょう。

- ・ **便利です** 納期毎に金融機関等に出掛ける手間がありません。
- ・ **確実です** うっかり納め忘れることがなくなります。
- ・ **安心です** 納付のために現金を持ち歩く必要がなくなります。

▼申込み 町内の金融機関に申込用紙があります。預貯金通帳・通帳の届出印・納税通知書を持参し、店舗窓口で申込みください。

▼問合せ 税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

○●(年)金○●

**読んで得する年金・国保のお話**

○●(国)保○●

**【国民年金保険料の納付は、前納がお得です】**

国民年金保険料は納付書で2年分・1年分・6カ月分(4～9月分)を5月1日までに納めると割引になります。  
(単位：円)

平成29年度	月額	期間	月々納付	前納	割引額
定額保険料	16,490	1年	197,880	194,370	3,510
		6カ月	98,940	98,140	800
定額保険料 + 付加保険料	16,490 + 400	1年	202,680	199,080	3,600
		6カ月	101,340	100,520	820

**【国民年金保険料 学生納付特例申請】**

平成28年度に学生納付特例の承認を受けており、29年度も引き続き学生で同じ学校等に在学する方は、3月末に送付されている「ハガキ形式の申請書」に必要な事項を記入し返送すると、29年度も学生納付特例の申請ができます(在学証明書等の添付は不要)。なお、29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にお申し出ください。

**■年金事務所出張相談所の開設**

- ・ 日時 4月20日(木) 10時～15時
- ・ 場所 商工会館(錦町)

(相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133)

相談は予約制。  
代理人が相談する  
場合は委任状等が  
必要です。

**▼国民年金についての問合せ**

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

**【国保を支える国民健康保険税】**

国民健康保険は、被保険者が高額な医療費を負担しないで済むように加入者全員で助け合う制度です。加入している人は国民健康保険税を納めなければなりません。平成28年度分の国保税の納め忘れはありませんか？ 今一度ご確認ください。

納税相談もないまま未納にしていた場合は、保険証の有効期限が短い「短期被保険者証」や、受診時に保険給付がなく医療費の全額を負担しなければならない「資格証明書」が交付されることとなりますので、納税が困難な方は必ず相談してください。

**【Q&A 健康保険がつく会社に就職、手続きは？】**

Q) 今まで国民健康保険でしたが、健康保険がつく会社に就職しました。必要な手続きはありますか？

A) 国保を脱退し、他の健康保険に加入することになるので、脱退の手続きが必要です。新たに加入し交付された健康保険証(扶養とすご家族分も含む)と当別町の国民健康保険証(返却用)を持参のうえ、国保窓口までお越しください。

**▼国民健康保険税の納付についての問合せ**

税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

**▼国保・後期高齢者医療についての問合せ**

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)